

異議申立の流れ

- ①裁判所が過料の決定
↓
- ②決定の通知(普通郵便)
↓
- ③当事務所へご依頼
↓
- ④打ち合わせ
ご用意いただくもの
 - ・裁判所から来た通知
 - ・定款
 - ・会社の登記事項証明書
↓
- ⑤異議申立書の作成
↓
- ⑥異議申立書の内容ご確認のうえ、押印
↓②からここまで**1週間以内**
- ⑦異議申立書の提出
↓
- ⑧裁判所で審理
↓**2～3か月**
- ⑨異議申立に関する決定※
↓
- ⑩決定の通知(普通郵便)
コピーをいただきます
↓
- ⑪報酬のお支払い
↓
- ⑫過料のお支払い(納付書は検察から送付)
↓
- ⑬完了

※この決定に不服がある場合は、さらに**即時抗告**ができます(通知から**2週間以内**)。